

平成21年度第3回 国立大学法人東京海洋大学学長選考会議議事要録

1. 日 時 平成21年8月31日（月）15：30～18：43
2. 場 所 品川キャンパス楽水会館特別会議室
3. 出席者 寺島委員（議長）、田畑委員、當眞委員、中須委員
小川委員、鶴田委員、松下委員、上村委員
事務局：事務局長、総務部長、人事課長他人事課2名

4. 議 事

議事に先立ち、事務局より配布資料の確認をした後、前回の平成21年度第2回学長選考会議議事要録について、一部修正を行った案で承認された。

1 学長選考にかかる検討事項について

(1) 国立大学法人東京海洋大学学長選考会議規則の一部改正（案）について

事務局から資料1に基づき、「国立大学法人東京海洋大学学長選考会議規則の一部改正（案）」について説明があり、審議の結果、一部加筆のうえ承認された。

(2) 国立大学法人東京海洋大学学長選考等規則の一部改正（案）について

事務局から資料2に基づき、「国立大学法人東京海洋大学学長選考等規則の一部改正（案）」について説明があり、原案どおり承認した。

なお、各検討事項の審議終了を待って、資料3「学長選考にかかる検討事項」の内容について整備を行うこととした。

(3) 未検討の事項について

事務局から資料3に基づき、(B)検討に時間を要すると思われる事項の説明があった後、議長から審議の効率化を図るため、⑫推薦投票、⑪監査システム、⑥学長選考会議による選考の手順及び学内意向投票結果の反映、④学内意向投票における助教の取扱い等及び投票済み投票用紙の処分までの期間の順で検討を行ってはどうかとの提案があり、了承された。

審議した結果は以下のとおりとなった。

○ [推薦投票] に関する事項

教育研究評議会に対し、学内推薦投票において投票できる人数の見直しを申し出ることについては、当該事項が規則上教育研究評議会の所掌する事項であることから、学長選考会議としては行わないこととした。

○ [監査システム] に関する事項

学長選考会議が実施する一連の学長選考手続きに関し、適正実施の裏付けとなる監査システムの構築については、学長選考会議の意義、監査担当者の選任の困難さ、現時点での大学内における学長選考に対する意識等を考慮し、現段階では検討は行わないこととした。

○ [学長候補者の決定] に関する事項

学長選考会議における選考方法については、学内意向投票の位置づけを明確にするとともに、学長選考会議における具体の選考方法は平成 20 年度実施の内容を前例とはするが、詳細はそのつど学長選考会議で決定することとした。

また教職員の意向再確認のための投票については、学長選考会議において、その議を経て実施できると考えられることから、あらためての規定化は行わないこととした。

なお、「国立大学法人東京海洋大学学長選考等規則」第 8 条にいう「3 名」については、「得票上位第 3 番目まで」とする見直しを行うこととした。

○ [投票資格者] に関する事項

「国立大学法人東京海洋大学学長選考等規則」において、講師以上としている学内意向投票における教員の投票資格者については、その職務、職責から助教も投票資格者とするとともに、助手についても、大学における役割等を考慮し、同様に投票資格者とする事とした。

なお、課長補佐以上としている事務系職員における投票資格者の範囲については、助手に対応する職責等を考慮し、係長級までとすることを検討することとした。

○ [投票済投票用紙の処分までの日数] に関する事項

「国立大学法人東京海洋大学学長選考学内意向投票規則」により投票終了後 7 日経過後に細断することとしている投票済投票用紙の取扱いについて、保存期限を付する事由、保管方法等を含め検討を行った結果、現時点での見直しは行わないこととした。

次回学長選考会議では規定改正案等を審議することとし、日程については事務局から改めて照会を行うこととした。

以 上

○ 配布資料

平成 21 年度第 2 回国立大学法人東京海洋大学学長選考会議議事要録（案）

1. 国立大学法人東京海洋大学学長選考会議規則の一部改正（案）
2. 国立大学法人東京海洋大学学長選考等規則の一部改正（案）

3. 学長選考にかかる検討事項について

(参考資料)

- ・ 学内意向投票資格者にかかる部局別・職種別 現員表
- ・ 学長選考にかかる意向投票対象者
- ・ 意向聴取対象について
- ・ 学内意向投票済用紙の処分までの日数について (机上配布)